

平成24年第6回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成24年12月6日（木曜）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第46号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第47号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第48号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第49号 片品村防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第50号 片品村災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第51号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第12 議案第52号 平成24年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第53号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第54号 平成24年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第16 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 常任委員長視察報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第46号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 7 議案第 47 号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 48 号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 49 号 片品村防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 50 号 片品村災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 51 号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 12 議案第 52 号 平成 24 年度片品村一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 13 議案第 53 号 平成 24 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 14 議案第 54 号 平成 24 年度片品村介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 15 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 16 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 2 4 年 1 2 月 6 日			
出席議員 1 4 名		欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	星 野 栄 二		(出 席)
第 2 番	梅 澤 志 洋		(出 席)
第 3 番	星 野 精 一		(出 席)
第 4 番	高 橋 正 治		(出 席)
第 5 番	千 明 道 太		(出 席)
第 6 番	星 野 逸 雄		(出 席)
第 7 番	今 井 功		(出 席)
第 8 番	戸 丸 廣 安		(出 席)
第 9 番	星 野 千 里		(出 席)
第 1 0 番	飯 塚 美 明		(出 席)
第 1 1 番	笠 原 耕 作		(出 席)
第 1 2 番	星 野 育 雄		(出 席)
第 1 3 番	星 長 命		(出 席)
第 1 4 番	入 澤 登 喜 夫		(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	星 野 準 一
総 務 課 長	桑 原 護
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	吉 野 耕 治
農 林 建 設 課 長	萩 原 正 信
むらづくり観光課長	木 下 浩 美
教 育 次 長	佐 藤 八 郎
会 計 管 理 者	星 野 朋 美

事務局職員出席者

事 務 局 長	桑 原 健 一 郎
主 査	金 子 小 百 合

議長（高橋正治君） ただいまから、平成24年第6回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時00分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（高橋正治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、10番 飯塚美明君及び11番 笠原耕作君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（高橋正治君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から12月13日までの8日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から12月13日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（高橋正治君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。
次に、議員派遣の件を報告します。
お手元に配付してあります議員派遣報告書のとおり報告します。
これで諸般の報告を終わります。

日程第4 常任委員長視察報告

議長（高橋正治君） 日程第4、常任委員長視察報告の件を議題とします。
本件について、総務文教常任委員長の報告を求めます。
総務文教常任委員長、星野逸雄君。
(総務文教常任委員長 星野逸雄君登壇)

総務文教常任委員長（星野逸雄君） はい、6番。

総務文教常任委員会の行政視察について報告いたします。

行政視察報告書に基づいて朗読して報告いたします。よろしくお願ひします。

今期定例会までに本委員会が行った行政視察について、次のとおり報告いたします。

視察の期間 平成24年10月25日から27日

視察の場所 佐賀県武雄市、小城市、福岡県福岡市

視察の目的は、武雄市 元気再生事業の取り組みについて、行政と議会の連携による市の事業運営について、各課の業務内容と取り組みについて

小城市 小中一貫教育の実現に向けた取り組みについて、小城市育英資金貸付制度について

福岡市 介護老人保健施設ひのき 介護老人保健施設の取り組みについて

視察の概要 武雄市は佐賀県の西部に位置し、平成18年3月1日に旧武雄市、山内町、北方町の1市2町が合併し誕生した5万2,000人の温泉都市です。収益性の高い、やりがいの有る農業の確立を目標に新品種、新技術の導入により高品質、希少価値、高付加価値のある農産物の生産とブランド化を図り、集落営農組織の設立、育成、農業生産法人化を促進し、認定農業者への指導・育成・支援を行ない経営安定を図り活力ある農業を維持しています。

小城市は佐賀県のほぼ中央にあり、県庁所在地佐賀市に隣接した地区で面積95.85km²、ムツゴロウで有名な有明海に面した市です。

市のなかの芦刈地区での小中学校校舎建て替に伴い、小中一貫教育の推進実施に向け準備中です。義務教育9年間で一貫した指導と継続した指導により児童生徒の個性、能力を系統的、継続的に伸ばす義務教育の創造を目指しています。

また、育英資金貸付制度も実施し、多くの学生に利用されています。

福岡市の介護老人保健施設ひのきは、平成15年8月に開設され全室個室のユニットケアを導入し、機能回復訓練により家庭復帰をめざす施設で、現在86人の収容に対し、100パーセントの入所者です。介護サービス全般を運営し、デイサービス、ショートステイ、訪問リハビリテーション、介護支援センター等行い今年4月には特別養護老人ホーム陽だまりを開所し、30人規模を運営しています。

視察の結果 武雄市は観光と農業がうまく競合している。イノシシの被害が多発する中、即効性のある捕獲に伴い食肉加工施設を設置し、食肉のブランド特産化をした。

イノシシの被害対策にレモングラスを導入し希少価値と害虫やイノシシ被害を減少させ、希少価値のレモングラスを商品化し、デパートと共同でブランド商品とし販路拡大して成功しています。

また、お結び課を立上げ地元の結婚を望んでいる人に出会いの場の情報提供や登録面談し紹介をしている。

わたしたちの新幹線課は、新幹線開通に合わせ武雄市の将来を市民と共に考える。

また、市民のニーズに迅速、かつ、的確に対応し、みんなの政策集を作り各分野から検討を重ねて、有効なものは専門の担当者により事業化し、今まで数十種類におよび実現しています。小さなことでも、一つ一つ確実に安定した事業に結びつけるということは、是非片品村も見習いたいと感じました。

年間200組を超える行政視察団が訪れる武雄市役所だが、本委員会を樋渡市長が歓迎し、自ら市の特色ある取り組みについて説明してくれ、各部署を案内していただいたことも大変有意義でありました。

これからは、SNSソーシャル・ネットワーキング・サービスを大いに活用した方策が望ましいとの言葉が印象的でした。

小城市の芦刈小中学校は今まで隣接した学校であり、今回の建替えにより小中一貫教育が浮上し、基本は生きる力、学力向上、心の教育、実践力等より一層伸長し、9年間で4・3・2年制を導入して前期、中期、後期に区分した。

前期には学習習慣、生活習慣の定着を重点にする。中期は個性能力を伸ばし基礎基本の学力を定着させる。後期は個性能力を伸ばし自主学習を重視する。

学校行事や集会活動等での異学年交流も積極的に取り入れるとのこと。長期的な勉学の向上や子供の多様な成長を考えると大変有効であると考えられます。

しかし、これからも多くの実践校の事例を検討することも必要であると感じました。

育英資金に関しては向上心に富み、かつ有能な資質を有する学生、生徒に経済的理由により就学困難者に対して貸付を行ない、将来有為な人材を養成する目的にて行なわれている。また小柳育英資金も同様に併用して行なわれている。

市役所にて歓迎してくれた江里口市長は、8月の名水サミット in 片品に参加していただいた縁の有る方で、市政の現状と今後について話してくれました。

福岡市の介護老人保健施設ひのきは、ユニットケアを導入し、10名から12名を2名の看護師で世話をしていました。個室が並ぶ所にティールーム・食堂等があり、館内移動が少なく目が行き届き世話しやすい環境となっていました。

また、地域に密着し地域と家庭を結ぶ介護施設を目指し運営していくということでした。片品村のこれからの高齢化社会においては、是非とも必要な施設だと感じました。

以上です。

議長（高橋正治君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番（入澤登喜夫君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 14番。入澤登喜夫君。

14番（入澤登喜夫君） はい、14番。

視察について、一点質問をさせていただきます。

視察の結果のなかで、武雄市の部分で、「これからはSNSソーシャル・ネットワークキング・サービスを大いに活用した方策が望ましいとの言葉が印象的でした。」というようなことが表現されております。そんななかで、これからはSNSつまりインターネット交流サイトの活用が自治体にとって有効だと共感するものであって、また、片品村にとっても相通ずる必要情報ツールかもしれないとの思いがあつての表現と理解してよろしいでしょうか。

ここについて委員長より答弁をお願いいたします。

議長（高橋正治君） 総務文教常任委員長 星野逸雄君。

総務文教常任委員長（星野逸雄君） はい、委員長。

その通りであります。やはり全国でまだ加入している自治体は六箇所しかないということなので、「先んずれば事を制す」ではないですが、十分に検討を重ねて加入して行く必要があるというふうに感じました。

以上です。

議長（高橋正治君） 続いて質疑を行います。

14番（入澤登喜夫君） はい。

議長（高橋正治君） 14番、入澤登喜夫君。

14番（入澤登喜夫君） はい、14番。

大変ありがとうございました。

これからは委員会等でその件についても、今後検討を重ね、是非とも村にとって今後とも良い方策であれば利用をしていていただきたいと思いますので、今後の委員会での検討をよろしくお願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（高橋正治君） 続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

次に、観光産業常任委員長の報告を求めます。

観光産業常任委員長 星野栄二君。

（観光産業常任委員長 星野栄二君登壇）

観光産業常任委員長（星野栄二君） はい、1番。

今期定例会までに本委員会が行政視察を行った件について報告いたします。

視察の期間 平成24年10月25日から27日

視察の場所は、宮崎県東諸県郡綾町 スポーツ施設・照葉樹林・有機農業、熊本県阿蘇郡南小国町 黒川温泉、大分県豊後高田市 昭和の町商店街

視察の目的でございますけれども、宮崎県綾町に関しまして、基幹産業の農業と観光の取組みについて、熊本県南小国町、黒川温泉旅館協同組合の取組みについて、豊後高田市、昭和の町づくりについてでございます。

視察の概要でございますけれども、綾町は人口7,200人の町で大自然の中で生活文化を楽しむ町づくりを掲げ、半世紀以上にわたり全国でも貴重な照葉樹林を守り、昭和57年に九州中央山地国立公園、また平成24年7月には日本で5番目のユネスコパークに登録され、世界的にも貴重な照葉樹林である。

農業は、昭和42年に有機農業での一坪菜園運動を実施し、地産地消で町民の健康の維持・食生活の改善を行った結果、安心・安全な野菜と町内外に知られ、昭和63年に自然生態系農業の推進に関する条例を制定し、生産者・農協・町が一体となり、化学肥料と農薬を使用しないシステム、家庭生ゴミ・し尿・家畜糞尿等をリサイクルして自然の恵みを生かした循環型有機農業を推進している。

観光は、国際感覚をもって世界にはばたく国際交流・教育文化交流・スポーツ交流に力を入れ、町内のスポーツ施設で四季を通してスポーツ合宿等を受け入れ、サッカープロ合宿を含め、年間100万人を超える人々が訪れる街となる。

黒川温泉は、療養温泉として、湯治客が主体の山の溪谷沿いの旅館が14軒の温泉地であったが、昭和50年頃から各旅館で世代交代が進み、都会へ出て行った若者がUターンして経営を引き継いだ。都会生活の経験から観光客の立場に立った温泉観光の振興策を考え、旅館協同組合を立ち上げて、各宿の地形にあった露天風呂などの設置や建物の色彩・形状に配慮し、案内看板を統一化し、町並みに多くの木を植える試みを旅館組合員の手で直接行い、温泉情緒が満喫できる。

その後、露天風呂用の敷地のない2軒の旅館を、地域を上げての共生の考えから、入湯手形により他の旅館の露天風呂の利用を可能にする方策がとられ、特産の小国スギに焼印が入るアクセサリにもなる手形1,200円で3軒の湯めぐりができ、24軒の旅館で宿泊30万人・日帰り100万人と大分県の由布院温泉と共に人気がある温泉地になっている。

豊後高田市の中心市街地は昭和30年代以降、人口の減少や車社会の進展により急速に衰退し、全盛期に8商店街300店舗を数えていた町もシャッター通りとなった。

平成に入り郊外へ相次ぎ大型店が進出し、商店街の空洞化が加速度的に進み商店街を歩くのは、人より犬や猫ばかりと最悪な状態だったが、衰退する中心市街地の起死回生をかけ、中心地活性化計画を策定し、国の認定を受けた。

まず、観光町づくり株式会社、市・商工会・金融機関・一般株主を立上げ、商店街が最

も栄えた時代をテーマに、昭和の再生を軸に商業と観光の一体化で商店街の魅力を高め活性化を目指した。

昭和の町商店街の四つの再生は、建築再生、建具をアルミから木製へ、看板をブリキ製に、歴史再生、その店に代々伝わる道具の展示・商品再生、その店自慢の商品を販売・商人再生、昔ながらの対面販売から実施し、現在8商店街128店舗となり、町や店の歴史を案内するご案内制度で団体観光客にも対応していて、年間40万人が来る商店街となり、今年から第2次計画を実施しています。

視察の結果でございますけれども、綾町は、古くは夜逃げの町と言われた町が、自然との共生を軸に豊かな自然や照葉樹林を守り、五感に響く森での森林セラピー、四季を通して温暖な気候の中でのスポーツ合宿・文化交流で多くの人々が訪れる町となり、全町あげて有機農業の循環型システムを構築し、綾の野菜というブランドを確立した。

片品村とは気候は違うが、基幹産業が農業と観光は同じであり、町全体で取組む循環型の有機農業は、健康志向が叫ばれる昨今、食の安心・安全の面や家庭ゴミを焼却処分するのではなく、需要や設備のコストは発生するが、肥料等にリサイクル利用しているところは、参考となりました。

また、スポーツ施設を利用したスポーツ合宿の誘致でプロの選手との交流による地元少年の教育にも繋がると思います。

黒川温泉は、山の中の渓谷沿いに湯煙の立登る温泉街で、建物の色彩・形状・街灯・案内看板と植樹した木や石が情緒あふれ、露天風呂も岩をくり貫いた風呂などさまざまで、助け合いの精神のもと、自分たちの手で作業を実施し、入湯手形の発行で旅館の規模は違えども商売は繁盛している日本でも有名な温泉地となった。

片品村には温泉街はないが、建物の形状や色彩・植樹した風景や助け合いの精神が参考になりました。

豊後高田市は、衰退する商店街を昭和をテーマに町づくり再生を実施して、中心地商店街の商業と観光客の誘致を目指し、衰退する商店街に人を呼び戻しています。訪れる人は懐かしさと珍しさを感じながら、人情味にあふれる店主との会話でにぎわっています。

片品村も第3次総合計画で中心地活性化に着手し始めたところですが、将来に向け空き店舗の活用や建物の形状・色彩など統一感のあるビジョンが必要であると感じました。

終わりに、今回の視察で二つの取組み方を見てまいりました。行政主体で官民一体での取組み・民間主体での取組みです。どちらも参考になりまた成功していますが、そこに住む住民皆さんの理解と協力とやる気が大事であると感じました。今回の視察を無にせず、本村の発展に繋げて行きたいと思います。

以上です。

議長（高橋正治君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで各常任委員長の報告を終わります。

日程第5 一般質問

議長（高橋正治君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

3番 星野精一君。

（3番 星野精一君登壇）

3番（星野精一君） はい、3番。

議長（高橋正治君） なお、本日の質問者につきましては、体調を崩しておりますので、質問席に冷水等を用意してありますので、あらかじめ皆様方のご理解ご協力をよろしくお願いたします。

3番（星野精一君） 村づくり国づくりの大元は人づくりです。人づくりの要が教育であることは言うまでもありません。

中国の古くからのことわざに、「一年の計には米をつくれ、十年の計は森をつくれ、百年の計は人をつくれ。」という言葉があります。

明治維新の際、河井継之助の率いる越後長岡藩は、戊辰戦争において徹底的に官軍と戦い、その間、長岡は三度の戦場となり敗れ焦土となります。

明治になり、今日の米にも事欠く長岡藩に分家の三根山藩から米が百俵届きます。この時、藩の責任者は佐久間象山の塾において、吉田松陰とならんで二傑と評された小林虎三郎です。彼は大勢の反対を押し切り、この米を学校の運営資金に充てます。そしてこの学校は当時としては珍しい士、侍だけではなく農工商全ての人々に開かれた学校であったということです。

国敗れて山河ありの状況になった時、いったい何をなすべきか、私たちの先達は何をしてきたのか想いをはせる時、学びの大切さがひしひしと伝わってくるのではないのでしょうか。

今、私たちの村の教育環境も大きな転換期を迎えています。教育委員会の発表したロードマップでは、本年度中に基本設計、25年度より施工設計、26年から27年にかけて着工、そして平成28年度より、片品村の小学校は現在の四校から統合となります。

北小、南小は昭和30年、武尊根小は昭和40年にそれぞれが分校から独立校になっています。尋常小学校の歴史までさかのぼれば、明治23年の小学校令の実施までたどりつ

く、いずれもが長く地域に根ざした教育の場がいよいよ幕を閉じるのです。

学校とは未来を作り出し育むところだと捉えますが、それは教育という大きな海の一面でしかありません。

私たちが頭では理屈ではわかっているけれども心の中に何とも言えない思いをめぐい去ることがなかなかできないのは、私たちの巣立った学舎のそこかしこに汗や涙やもろもろのものが染みついている、それは卒業した人の数ほど積み重なる思い出の巣箱だからではないでしょうか。

学校とはそこで学ぶ子供らの豊かな未来を育むとともに、そこを卒業した人達の心のよりどころ、過去や思い出に帰ってゆける場所、つまり未来と現在と過去の同居するのが学校という場所なのだと言っても良いでしょう。

今日、私はこの学びの場という建物空間をより豊かなものにするべく一般質問をしますが、とにかく財源の伴わない対話は抽象論になりがちです。

しかし、私は抽象論大いに結構だと考えます。抽象を理念、理想、情熱あるいは志と置き換えても良いでしょう。これらはいずれも数値化できません。そして、だからこそ尊いのではないのでしょうか。これらを軸として対話を進めることで、具象、つまり具体化の背骨がしっかりと立ち上がることを望みます。

子供らの未来、ひいては片品の明日のため、心豊かな議論、討論ができることを願い通告に基づいての質問を質問席においてこれから行います。

(3番 星野精一君 質問席に移動)

議長（高橋正治君） 教育長 星野準一君、答弁席へ着席願います。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

(教育長 星野準一君 答弁席に着席)

議長（高橋正治君） それでは星野精一君、質問をお願いいたします。

3番（星野精一君） はい。資料を用意しますので、しばらくお待ち下さい。

それでは質問の一番目ですが、本来であれば学校建築というものは、時間をたっぷりとって進めるべきなのですが、非常にタイトなスケジュールのなかを、計画を推し進めていくのは大変なことだと感じております。だからこそ、長としてのゆるぎない理念及びそこから産まれるコンセプトが大切だと考えますが、今回の私の仮称ですが、片品総合小学校建造においての、教育長の理念及びコンセプトをお聞かせください。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、議長。

星野精一議員の質問にお答えをいたします。

小学校統合に伴う片品小学校建設について教育長の理念とコンセプトをとということでございますけれども、まず小学校建設に対しての理念についてですが、片品村では教育振興基本計画のなかで「生きる力を育むため楽しく学び明るく鍛えあい、豊かな心を育む片品教育」を基本理念として教育行政を推進していますが、今回の片品小学校の改築に当たっても、限られた予算のなかではありますが、これを具現化し、その教育効果が最大限あげられるような施設・設備となるように最大限努力をしたいと考えています。基本理念につきましては、そういったもので行っていききたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、コンセプトについてですが、私たちの尾瀬の郷片品村は、豊かな自然と風情に恵まれ、温かく思いやりのある村です。そして、これは昨日あるいは今日成し得たものではなくて、永い年月をかけて培われてきたもので、先人から引き継ぎ、そして未来へと継承しなければならない大切な宝物だと考えています。その役目は、これからの片品を担う児童生徒にしっかりとこれを託さなければなりません。そのための大事な児童生徒の、教育施設整備だと考えております。

以上です。

議長（高橋正治君） 星野精一君

3番（星野精一君） はい。

今、教育長がおっしゃった理念及びコンセプトに私も同感であります。その共通認識において、質問を2番に進めたいと思います。

総合の道筋の決定から新校舎の着工まで非常にあわただしいスケジュールのなか、平成24年度は基本設計ということですが、どのような体制で取り組んでいますか。お聞かせください。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

基本設計をどのような体制で取り組んでいるかについてでございますけれども、まず、計画案の策定は、建築設計の専門家に依頼することとし、11月19日に入札を実施し、沼田市内の建築設計事務所が落札し、業務委託契約を締結しています。

計画のたたき台となる案を3案程度作成し、まずは教育委員会のなかでこれを検討いたしますが、専門性・利便性・社会性等を加味し、施設の充実を図りたいと考えておりますので、有識者から意見を聴くための会の設置を考えて、今予定をさせていただいております。具体的な、名称、構成員、設置要綱等については、12月中旬開催の教育委員会の中で協議し、決めて進めたいというふうを考えております。

以上です。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） この体制のなかには、教育委員会の職員ですけれども、教育委員会の職員で学校建築において専従の職員はおりますか。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

専従の職員はおりません。兼務で学校教育の担当が行っています。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） 私、これは専従の職員が必要だと考えます。

21世紀の片品の教育行政における学校建築及び統合は一番のプロジェクトだと私は位置づけております。その時に専任の職員をおき、資料を集めあるいは先進校を訪ね、知識では本職これは設計事務所等に劣っていても情熱でカバーできる人材を登用するような予定はありませんか。これは是非してほしいのですけれども。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

ご案内のように片品村では行財政改革の国の方針を踏まえて取組、様々な改革を実施してまいりました。その結果ピーク時からの職員数も相当数減少しているなかで、様々な行政課題に対応している実態でございます。そうしたなかでご質問をいただきましたが、村当局と充分検討協議を重ねながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） この行財政改革の必要は私も重々承知しております。だからここの集中と選択という言葉をよく聴きますけれども、今、片品村は村を挙げて最初に申しましたけれども百年の計に乗っ取って新校舎学舎に情熱を注ぎ込むことが大切だと考えますけれどもいかがでしょうか。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

繰り返しになりますけれども、限られた職員ではありますけれども、最大限の努力をして行政効率が上がるように努めていきたいと思えます。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） 私は、教育委員会の人事を非常に感心しましたけれども、今期の教育委員のなかに、珍しく学校に通う子供を持った親御さんがなっております。これは今まででありそうでなかった非常に優れた人事だと思っておりますけれども、私はおそらく専従の職員が必要な状況になってくると思いますが、その時の専従職員の選択において、そういう状況になったら是非とも学校に子供が通う親御さんを専従職員に充ててほしいと、これ仕事として役場の職員、教育委員会の職員としてというよりも親として情熱が注ぎ込めるような人事を是非お願いしたいと思えます。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

ご意見としてお伺いをいたしましたので、村当局、村長部局と充分検討協議を重ねてまいります。

よろしくお願ひいたします。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） 先ほど11月19日に入札及び落札があったということですが、その落札をした事業者は今まで学校建築の実績がどのくらいありますか。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

沼田市内の学校建築設計の実績があるというふうに記憶をしております。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） お伺いしました。

それでは質問の3番に入ります。

木造校舎が見直されて着工数も増えています。一週間ほど前の新聞記事で、国が木造校舎

の火災実験をやったと載っておりました。木造校舎に対する規制は緩やかになりつつある現状なんですけれども、そのことに対してどの様に認識をもっているのか見解を聞きたいと思います。

教育長（星野準一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） 木造校舎に関する認識というご質問ですけれども、文部科学省では、その国庫補助事業のなかで、木の教育環境整備事業を定めております。我が国の伝統的な建築材料である木材を活用し、暖かみと潤いのある教育環境のなかでたくましく心豊かな児童生徒を育成するため、木の教育環境の整備をとということでこれを推奨しており、片品村の教育行政方針にも大いに叶うものだと考えております。

以上です。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） 「考えております」で終わりましたけれども、その先のもう一步踏み込んだ答弁がほしいんですけれども。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） はい、教育長。

踏み込んだ答弁をというご質問でございますけれども、先ほどの答弁で申し上げましたように、現段階での作業といたしましては、計画案の策定という部分のまだ段階でございます。したがって今の時点でこれから造る学校を木造にするのか鉄骨造りにするのか、あるいはRC構造にするのかという方針がまだ定まっておりません。

したがって、木の効用については今申し上げましたように、非常に有用なものがあるわけなんですけれども、ではこれを具体的に片品の建設に当てはめるかということは、これからの計画案の検討協議のなかでしっかりと詰めて進めていきたいというふうに、考えております。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） これは答えを求めませんが、教育長の参考になればと思います。長野県の和田村の和田村立小学校、この資料を取り寄せましたけれどもこれは全て木で出来ている校舎です。この資料を読みますと、村を象徴する建物であることを前提とし

た新校舎の建設設計では、村の木を使おうではないかという提案がなされたと、そのようななか当時の教育長 田中治男氏は、山に樹齢百年の唐松があることを聞きつけ、早速確認に出かけます。そして長い年月をかけて育った立派な唐松にすっかり魅了され、この木を使って小学校を建てたいと考え始めるのです。その思いをなんとか実現しようと田中氏は県の林業総合センターに材を持ち込み、割れねじれの少ない乾燥材の試験を依頼します。その結果これなら充分にいけるとのお墨付きを得られ、いよいよ村の唐松材を使った学校建設がスタートします。後にこの木材乾燥方式は長野方式と呼ばれる、高温低湿乾燥による色目が良く表面割れの少ない人口乾燥方式の礎となったのですとあります。これを是非ご参考にしてください。

次の質問に入りますけれども、また仮に木材を使用する場合、村民参加型の学校建築にして、またその意識を高めるため木材の寄附を募りかつ村有林の使用をすべきだと考えますが、どう認識していますか。

教育長（星野準一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） まず、村民参加型の意識を高めるという部分と、それから木材の寄附を募り、かつ村有林を有効に活用すべきではないかというふうなご質問というふうに取りらせていただきました。まず、村民参加型の意識を高める部分に関してでございますが、片品村では平成23年度に片品村教育振興基本計画を策定し、その中では人口が減少していく現状を踏まえ「新しい学校施設のあり方を検討する」としてこれを謳いこみ、「著しい少子化が進行する中での望ましい村立学校のあり方について」村長より諮問があり検討委員会を設置して検討協議を重ねてきて、本年1月答申がなされました。

現在、教育委員会では、その実現に向けて取り組んでいるところでございますけれどもこれが実現した場合、片品村の教育環境は大きく変わりますが、この答申に基づく一連の教育改革を成し遂げるためには、まず児童生徒の父兄・保護者はもちろんのことですが、村民皆様の絶大なるご理解とご協力そしてご支援がなければ、成しえないのは言うまでもありません。そのため、教育委員会では全力を挙げてこれに取り組んでいますし、これに努めてまいります。

さて、ご質問の「木材の寄附を募り、あるいは村有林を活用すべきでは」ということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、現時点では校舎を木造にするのか、あるいは鉄骨造りにするのか、又はRCにするのか、その構造がまだ定まっておりません。繰り返しになりますけれども、これから教育委員会の中で検討協議を重ねまして、現実を踏まえて決定していきたいと考えています。

したがって、現時点では様々な制約があります。例えば財政上の制約もありますし、そうしたことで特定の概念を持たず、あらゆる可能性を排除しないで計画し、その実現をし

てまいりたいと考えていますので、ご理解のほどお願いいたします。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） 今、教育長が固定観念を持たずということをおっしゃいましたけれども、学校建築は表現がちょっと私説ですが、ねじれがあると思います。実際に施工が始まると施工主、施主は村になりますけれども、本来の学校の施主は子供であります。あるいはそこで教える先生この二つが施主であると。子供達はもちろん建築にタッチができません。だからこそ私達責任世代あるいは行政に携わる者が情熱を持って代理人になる義務があると思います。

また、木造建築の校舎ですが、すでに至るところでできておりますので、是非これは視察を行いながら参考にさせていただきたいと思います。

それでは質問の4に入ります。

学校建築は、それぞれの思い入れの多さからともすると、大きく肥大化しがちであります。

しかし21世紀の公共建築のテーマは、知足、足を知ることだと位置づけをし、大は小を兼ねる建物よりも小を知恵でカバーしたコンパクトさが大切だと考えますが、教育長の見解をお聞きかせください。

教育長（星野準一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） 教育長。

教育長（星野準一君） 学校建設においては、大は小を兼ねる建物よりも小を知恵でカバーしたコンパクトさが大切だと考えるが見解についてをということでございますけれども、学校建設に限らず、行政に携わる者の姿勢としまして、最小の経費で最大の効果を上げるというふうに努めなければならないのは言うまでもございません。

また、今回の学校建設にあたってはこの基本姿勢については変わるところはございません。

現在の片品小学校の西校舎は、昭和33年10月に建てられて以来約54年間使い続けています。これから造る校舎もこれと同様、あるいはそれ以上の長い期間の使用が想定されます。

したがって、まずは長い期間の使用に耐えられること、併せてその間に様々な環境や時代背景を踏まえた状況の変化がありますけれども、これらに対応できる柔軟性のある施設としなければならないと考えています。これらと併せて最初の質問でも触れましたが、教育効果が上がる施設にもしなければなりませんので、現時点では、これに必要とする様々な項目に対しまして、財政上の制約はありますが、繰り返しになりますけれども特定の概

念を持たず、あらゆる可能性を排除しないで計画し、現実を踏まえて対応していきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） 再び教育長からあらゆる可能性を排除しないというお答えがありましたけれども、これもまた教育長のこれからの方針のなかには是非入れておきたい資料です。これは、福井市の市民中学の学校造り物語という本のなかの抜粋ですけれども、工事費が限られたなかで先生とも細かく話し合い、見栄えの良い物にお金を掛けるより知恵を出し合う。質実剛健な福井県人らしいアイディアで乗り切ることにした。

それは一つの物を多用途に使っていくという日本文化の知恵である。これを融通無碍という表現を使っております。融通無碍というのは、日本のおそらくオリジナル文学だと思います。一つの着物で小さな人から大きな人まで着たりとか、あるいは昔の引き戸の家、引き戸を取り去ることによって大きなスペースになったり、あるいは引くことによって、個室になったりとかこういうふうに使っておりますけど。

続いて知恵を絞った代表的な物に連続教室と稼働間仕切り、ワークスペースパーティションがある。連続教室は二教室の間が稼働間仕切りになった教室で二教室と一教室にして、広く活用できる工夫である。二クラス合同の事業や広い面積を用いたい授業を行う授業などで活用されているとあります。千変万化できる場の工夫とありますけれども、こういう建物のあり方もあるということ、是非頭の隅に置いてください。

また、公共建築はメッセージを出していく責任と義務があると思います。より大きくは20世紀的な価値観であり、その大きさから自ら滅びた恐竜のような価値観であると私は位置づけております。このコンパクトであるということ、是非認識してほしいと思います。

それでは5番の質問に入らせていただきます。

これからの公共建築は、脱既存エネルギーあるいはエコロジー、エコノミーの意識が重要だと考える。既に国内の小中学校で、省エネ、省資源、脱石油型が増えているが、どのように認識をしているのか、また、設計の際その視点を持っているのかお聞かせください。

教育長（星野準一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） はい、教育長。

教育長（星野準一君） これからの公共建設、特に学校建設におけるエネルギー関係についてのご質問でございますけれども、まず今回の学校建築を通じてエネルギーを考えた場合に二つの柱が出てきます。一つは校舎に求められるエネルギー対策と、もう一つは、エネルギー教育です。

まず、一つ目の件ですが、文部科学省では、学校建築にあたって、学校施設整備指針を定め、このなかで必要なエネルギー対策をとるように求めています。例えば各部屋、空間の利用内容、利用状況に応じエネルギーを効率的、かつ、適切に供給することができるよう設計すること、機器設備・システムは省資源・省エネルギーに配慮して計画し、設計することが望ましいなどです。

したがって、まずはこの指針に沿ったプランを立てることが必要だと考えています。

二点目の、エネルギー教育との整合性に対する配慮の必要性ですけれども、今の小学校の学習指導要領では、3年生から始まる理科の中で物質・エネルギーがとりあげられまして、電流の働きや、発電燃焼の仕組みなどについて学習します。

したがって、どうしたらこうした学習とこれから建築する学校施設が結びつき、その効果を上げるか工夫しながら進めなければならないというふうに考えています。

以上です。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

なお、質問時間残り8分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

3番（星野精一君） わかりました。

集めた資料ですと2008年に日本が石炭・原油あるいはガスなどで輸入に使ったお金は23兆円となっております。これはGDPの5%ですけれども、この時点ではおそらく円は高かったはずですが。この既存エネルギーは、これから逼迫してくると長期的展望では円は弱くなっていくと、その時に脱既存エネルギーというのは21世紀の大きなテーマだと思いますので、そのテーマに乗っ取った建物ができあがることを節に望みます。

また、自然や資源を搾取してきたのが20世紀型既存建築、自然を利用し自然と共生するのがこれからの建築であると言うのが私の認識ですので、これも是非お考えください。

それでは最後の質問に入ります。

片品で去年産まれた子供が32名、一昨年が20名、その前が27名、平成20年が24名。今年度はこれから産まれる子供まで含めても19名。非常に少子高齢化が進んでおります。片品村は8区32集落ありますけれども、既に一集落に一人にも足らないという非常に産まれる子供が少ない状況になっております。

私たちが育つ時には、家庭にじいさんばあさんがいて、おやじおふくろがいて兄弟が3人4人いたと、あるいは外にいれば同級生がいっぱいてという要するに家庭からも地域社会からも子供達の社会性を育むような環境が非常に落ちてきていると、その時に学校がそのソサエティとコミュニティを再生させる大きな役割を果たすと考えます。私は個人的には今回の建築のコンセプトの大きな柱が交わる学校だと考えております。少子高齢化が家庭、地域から社会性を育む土壌を衰えさせている現在、校舎は子供らにとって大きな第二の家であると位置づけ、1年生から6年生までが兄弟になれる空間設計が必要だと考えております。その際、廊下を通路としてではなく、異学年が交わり兄弟になれるための

コミュニケーションスペースにすべきだと考えておりますけれども、見解をお聞きかせください。

教育長（星野準一君） はい、議長。

議長（高橋正治君） はい、教育長。

なお、発言時間が5分を切っておりますので、簡潔に答弁のほどお願いいたします。

教育長（星野準一君） コミュニケーションスペースについてのお考えをお示しいただきましたけれども、まず今回の学校建設にあたっては、先ほどお答えいたしましたように、まずは長期間の使用を想定し、計画をしていきたいということ。それに当たっては特定の概念を持たず、あらゆる可能性を排除しないで検討協議してまいりたいということ。

その基本となるのは、文部科学省で定めた学校施設整備指針でございますけれども、この中では、子供達の主体的な活動を支援する施設とすることも謳われております。

そのためには、多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設であること。環境教育の充実を図ることなどが求められていますので、これに片品の地域特性、今までの経験、併せて普遍性、継続性の観点からの点検協議も加え、より良い施設となるように努めてまいりますので皆様方のご理解ご協力、並びにご支援のお願いを申し上げます。

以上です。

議長（高橋正治君） 星野精一君。

3番（星野精一君） 少し思い入れが強すぎて詰め込みすぎたようです。

結びになりますけれども、未来へとしっかり足を踏み出すためには、過去を振り返り歴史を検証する必要があります。

地方分権、地域主権と言われて久しいですが、今日の日本は大いに中央集権国家であります。私はこの体制の根っ子を明治維新にあると捉えます。そしてこの近代化革命は欧米のアジアに対する植民地化への危機感が推進力になったと位置づけます。

富国強兵をし、脱亜入欧を速やかに押し進めるために、日本人が一枚岩になるコンパクトな国家にすることが時代の必然だったとも考えます。明治政府は早くも明治4年に廃藩置県をしています。この時代において、教育の果たした効果は非常に大きく、そしてそのテーマは画一化と均一化、効率化だったと認識します。

今、日本中いたるところで見られる四角くカマボコ型のまるで金太郎飴のような校舎はその象徴ではないでしょうか。この国家体制の元で、明治の二度の大戦を乗り越り、敗戦後の経済戦争と呼ばれるものも勝ち抜いてきました。

しかし、坂の上まで登りつめた日本は今、歴史の迷子になっているように思えます。

これから産まれる子供達、新しくできる学校に入る子供らは間違いなく22世紀を迎え

ることができます。

私たちは決して大げさではなく 22 世紀を見据えた物差しで人づくりや教育を捉える時なのだと考えます。

そして、これからの時代の教育は画一化よりも多様化、効率化よりもじっくり、数少ない、産まれて来る子供らの個性をくみ取り、ゆっくりしっかり伸びしろのある子供に育てるのがこれからの課題であると思います。歴史の物差しを大きく伸ばせば多様性は本来の日本人が豊かに持っていた資質であります。近代の 150 年がむしろ長い日本史のなかにおいて異質だったと言えるのではないのでしょうか。これは新しい価値観を受け入れるというより失われた大切なものを再び取り戻す作業でもあります。

名は体を表すと申しますが、形は内面を正直に物語るようです。子供達が心身共に豊かに育まれる学舎のため、私たちの愛情や知恵のたくさん詰まった、そしてそれが伝わってくる校舎ができることを願って、私の質問を終わります。

議長（高橋正治君） 以上で、一般質問を終わります。

議長（高橋正治君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 11 分

午前 11 時 25 分

議長（高橋正治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 6 議案第 46 号 片品村職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第 6、議案第 46 号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第 46 号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、勤務 1 時間当たりの給与額の見直しに伴う条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。
総務課長 桑原護君。

総務課長（桑原護君） はい。
(詳細説明)

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。
これから、議案第46号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第46号 片品村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第47号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第7、議案第47号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第47号 片品村税条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成24年度の地方税法の一部改正に伴い、公布された項目のうち、期日が近づいたもの等について、一部改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、村民税の申告等における寡夫控除の扱い及びわがまち特例として公共下水道を使用する者が、下水中の有害物質を除去するための除害施設を取得された場合の特例措置などについて、規定整備を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 星野純一君。

住民課長（星野純一君） はい。

(詳細説明)

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第47号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第48号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第8、議案第48号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第48号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、共同墓地の事務につきましては、過去に行った課の編制により旧生活環境課から農林建設課に引き継がれましたが、墓地事務については保健衛生を担当する課で行うことが望ましいことから条例の一部改正を行い、処務規則の整備を図るものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 吉野耕治君。

保健福祉課長（吉野耕治君） はい。

（詳細説明）

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) これで討論を終わります。

これから、議案第48号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 片品村共同墓地設置並びに使用条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第49号 片品村防災会議条例の一部を改正する条例について

議長(高橋正治君) 日程第9、議案第49号 片品村防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第49号 片品村防災会議条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議長(高橋正治君) なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 桑原護君。

総務課長(桑原護君) はい。

(詳細説明)

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。

8番（戸丸廣安君） はい、議長。

議長（高橋正治君） はい、8番 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） はい、8番。

片品村防災会議条例の改正にということでありますけれども、とてもタイムリーだと思います。なかで（2）があり、村長の諮問に応じて村の地域に関わる防災に関する重要事項を審議することとありますけれども、この重要事項というのは、例えばどういう案件、事件を想定してのことでしょうか。その辺を答える範囲でいいですけども答えていただければと思います。

議長（高橋正治君） 総務課長、桑原護君。

総務課長（桑原護君） はい。

ただいまの質問ですけれども、基本法の法律の条文が手元にありませんけれども、読んだとおり重要事項ということですので、一般的な災害とは違って、人命に関わること、あるいは財産に関わることそういった重要なことを指していると解釈をしております。

よろしくお願いたします。

8番（戸丸廣安君） はい。

議長（高橋正治君） はい、8番 戸丸廣安君。

8番（戸丸廣安君） 8番。

わかりました。

ただ片品村においては、防災ということで今後起こらない方がいいんですけども起こるかもしれないことを、それなりに考え想定して対応するという気持ちかなと、こうした条例が効果を発揮するんだろうだというふうに思いますので、その辺で重要事項ということが、もし表現できるとすればその辺をおっしゃっていただきたいんですけども、なければよろしいです。

議長（高橋正治君） どなたがよろしいですか。

8 番（戸丸廣安君） 総務課長お願いします。

議長（高橋正治君） 総務課長、桑原護君。

総務課長（桑原護君） はい。

今の質問重要事項の解釈ですか。先ほど申し上げましたとおり、重要ですから人命であるとか財産そういったものの災害、そういった大きなものについては重要と考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋正治君） 続けて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、議案第49号 片品村防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 片品村防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第50号 片品村災害対策本部条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正治君） 日程第10、議案第50号 片品村災害対策本部条例の一部を改正

する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第50号 片品村災害対策本部条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議長(高橋正治君) なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 桑原護君。

総務課長(桑原護君) はい。

(詳細説明)

議長(高橋正治君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) これで討論を終わります。

これから、議案第50号 片品村災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 片品村災害対策本部条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第51号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について

議長（高橋正治君） 日程第11、議案第51号 片品村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第51号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について、提案の説明を申し上げます。

片品村過疎地域自立促進計画による実施事業に変更が生じまして片品村過疎地域自立促進計画にもりこむ必要が生じたため、今回の計画変更につきまして議決をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長 木下浩美君。

むらづくり観光課長（木下浩美君） はい。

(詳細説明)

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) これで討論を終わります。

これから、議案第51号 片品村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高橋正治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 片品村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第52号 平成24年度片品村一般会計補正予算(第4号)について

日程第13 議案第53号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第14 議案第54号 平成24年度片品村介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議長(高橋正治君) 日程第12、議案第52号 平成24年度片品村一般会計補正予算(第4号)についてから、日程第14、議案第54号 平成24年度片品村介護保険特別会計補正予算(第2号)についてまでの、以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第52号 平成24年度片品村一般会計補正予算(第4号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,017万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,355万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、教育費県補助金の減額と地方交付税の増額であります。歳出の主なものにつきましては、教育費の全国中学校スキー大会開催事業の減額と民生費の介護保険福祉事業、障害者福祉総務費、教育費の奨学金貸与事業の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第53号 平成24年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8億9,364万1,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、基金繰入金であります。

歳出につきましては、後期高齢者支援金235万9,000円、介護納付金334万1,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第54号 平成24年度片品村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,661万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4億7,140万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、介護給付費交付金の1,661万7,000円、基金繰入金の960万円であります。

歳出の主なものにつきましては、介護サービス等諸費の5,190万円あります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 議案第52号から議案第54号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第15 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（高橋正治君） 日程第15、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案の説明を申し上げます。

人権擁護委員 大竹長久氏の任期が、平成25年3月31日で満了となるため、引き続き大竹長久氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規程により、

議会の意見を求めるものであります。

なお、推薦にあたりましては75歳未満であること、人格識見等推薦基準に適合いたしますので、ご承認をお願いするものです。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

日程第16 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長（高橋正治君） 日程第16、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案の説明を申し上げます。

この承認議案は、平成24年度片品村一般会計補正予算（第3号）を専決処分したことによるものでございます。

内容につきましては、12月16日行われる衆議院議員選挙に必要な経費の補正でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ658万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、40億7,372万6,000円とするものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（高橋正治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） これで討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高橋正治君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

議長（高橋正治君） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時57分 散会